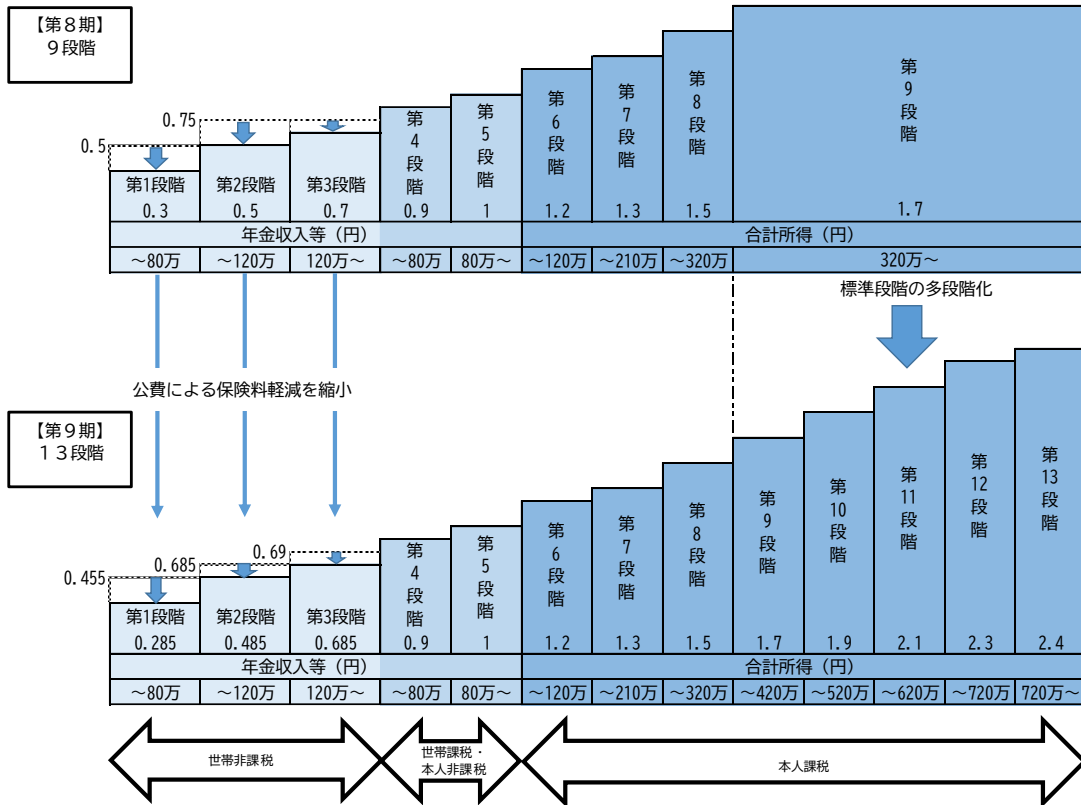


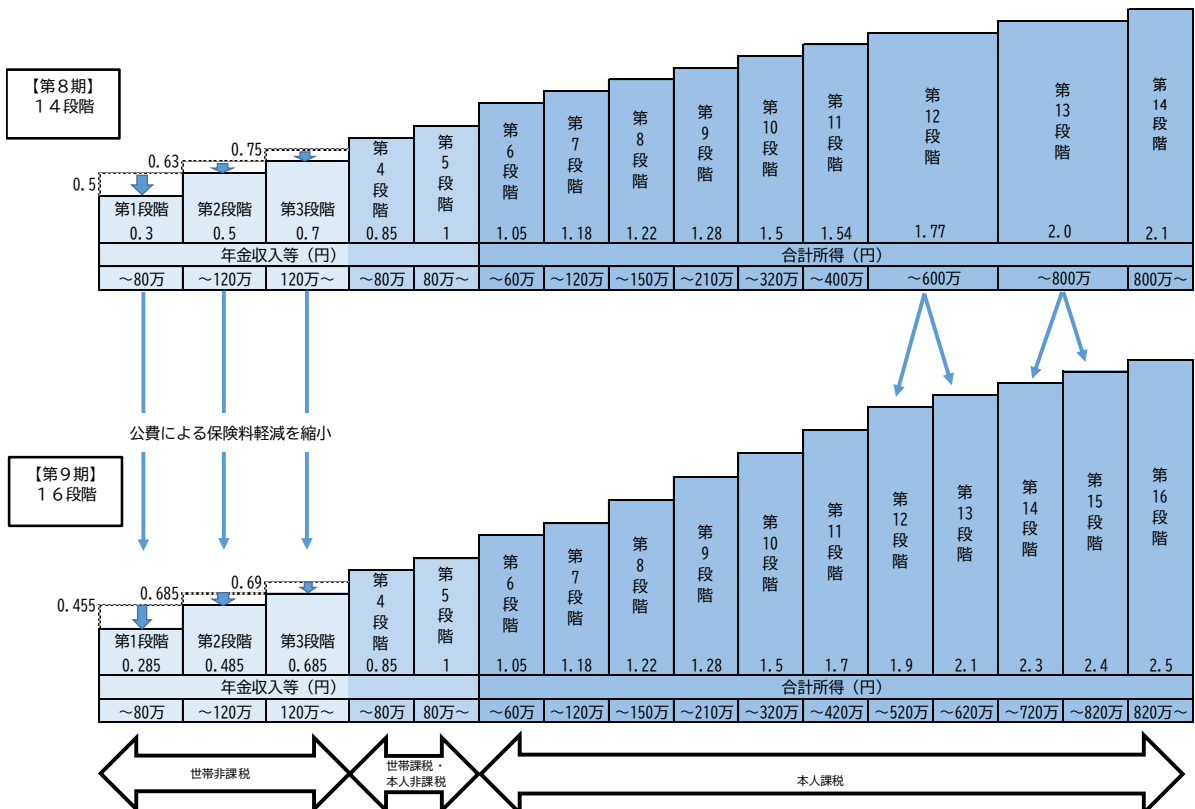
第9期介護保険事業計画期間における介護保険料(案)について

1 保険料段階数、各段階の乗率及び基準所得金額について

(1) 国の保険料標準段階の見直し概要



(2) 明石市の保険料段階の見直し概要



2 第9期計画期間における介護保険料について

(1) 第1号被保険者の保険料収納必要額

令和6年度の介護報酬の改定率（1.59%）を反映した第9期計画期間における総事業費見込額に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、3年間の保険料収納必要額は約185.7億円と見込まれます。

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総事業費見込額	25,845,480	26,833,855	27,872,585	80,551,920
標準給付費見込額	24,030,251	24,985,791	25,984,375	75,000,417
地域支援事業費見込額	1,761,924	1,794,759	1,834,905	5,391,588
保健福祉事業費見込額	53,305	53,305	53,305	159,915
第1号被保険者負担分相当額	5,985,505	6,212,832	6,451,739	18,650,076
調整交付金不足額	50,330	31,384	21,754	103,468
保険者機能強化推進交付金等	△60,000	△60,000	△60,000	△180,000
保険料収納必要額				18,573,544

(2) 第9期の介護保険料（基準月額）

保険料収納必要額に対し、被保険者数等の推計から試算すると、第9期計画期間の介護保険料は、基準額が月額6,740円（年額80,880円）となり、現計画期間中の基準額（月額5,870円）から、870円、14.8%の増となります。

保険料の上昇による第1号被保険者の負担の抑制、第10期以後の将来的な保険料の上昇も見据えた今後の介護保険制度の円滑な運営、県内他市町との保険料の均衡等を考慮した結果、介護保険給付費準備基金から約14.9億円繰り入れることとし、第9期計画期間の保険料基準額を月額6,200円（年額74,400円）と定めます。